

～市税を支える大切な財源～

市・県民税の仕組み

市では、皆さんの生活に直接結び付いた幅広い仕事を行っています。市税は、これらの経費を賄う上で最も大きな割合を占める大切な財源です。そこで、市税に対する理解を深めていただくため、個人の市・県民税(住民税)の仕組みなどについてお知らせします。

市・県民税の仕組み**均等割と所得割**

個人の市・県民税は、均等割と所得割で構成されており、1月1日(賦課期日)現在市内に住所のある方は、所得や所得控除の状況に応じて、均等割と所得割が課税されます。

また、賦課期日現在、市内に事務所、事業所または家屋敷のある方で、事務所などのある区内に住所のない方には、事務所などのある区で均等割が課税されます。

- 均等割** 一定以上の所得の方が均等に(年間で市民税3,500円、県民税1,500円)納めるものです。
- 所得割** 一定以上の所得の方が、所得額に応じて納めるものです。

均等割・所得割とも課税されない方

賦課期日現在で、次のいずれかに該当する方には、市・県民税は課税されません。

- 生活保護法の規定による生活扶助を受けている方
- 障害者、未成年者、寡婦またはひとり親で、前年の合計所得金額が135万円以下の方
- 前年の合計所得金額が45万円以下の方。扶養親族ありの場合は、次の計算式で求めた金額以下の方

$$35万円 \times (\text{同一生計配偶者} + \text{控除対象扶養親族数} + 16\text{歳未満の扶養親族数} + 1) + 31万円$$

所得割が課税されない方

前年の総所得金額等が45万円以下の方。扶養親族ありの場合は、次の計算式で求めた金額以下の方は、均等割のみ課税されます。

$$35万円 \times (\text{同一生計配偶者} + \text{控除対象扶養親族数} + 16\text{歳未満の扶養親族数} + 1) + 42万円$$

納税通知書の発送

今年度の市民税・県民税納税通知書を、6月9日(金)に発送します。災害や生活困窮などの事情により、市・県民税の納税が困難な場合は、納期限の延長や減免を受けられる場合があります。

詳しくは、市税事務所市民税課個人市民税班へお問い合わせください。

納税方法**給与や公的年金収入がある方**

- サラリーマンなどの給与所得者は、6月から翌年5月までの12回に分けて給与からの天引き(特別徴収)で納めます(均等割のみの方は1回払い)。

給与所得者は原則、給与からの天引きを県内の全市町村で徹底しています。



- 公的年金の受給者で、一定条件を満たす方は、6回に分けて公的年金からの天引きで納めます。

公的年金受給者のうち、納税義務のある方は、原則として公的年金から天引きされます。

**自営業の方など**

市税事務所から送付される市・県民税納付書や口座振替で、年4回に分けて納めます(均等割のみの方は1回払い)。

市税事務所市民税課(市・県民税の課税内容=個人市民税班 所得証明書=管理班)
 東部(中央・若葉・緑区) 個人市民税班 ☎233-8140 管理班 ☎233-8137 FAX233-8354
 西部(花見川・稲毛・美浜区) 個人市民税班 ☎270-3140 管理班 ☎270-3137 FAX270-3227

所得証明書の交付開始日

今年度分の所得証明書は、6月9日(金)から市税事務所市民税課、区役所市民総合窓口課、市税出張所、市民センターおよびコンビニエンスストアで発行します(給与からの天引きのみの方については、コンビニエンスストアを除いて5月10日から発行しています)。

詳しくは、[千葉市 所得証明 交付開始](#)

よくある質問に担当者がお答えします

2023年1月21日にA市から千葉市へ引っ越しました。2023年度の市・県民税はどちらの市へ納めるのでしょうか。

2023年1月1日現在の住所がA市であるため、A市に納めることになります。



2022年度中に退職し、退職時に一括して市・県民税を納めました。ところが、2023年度も納税通知書が送られてくるそうです。どうしてでしょうか。

退職時に一括して支払った市・県民税は、本来、毎月の給与から天引きされるはずだった2022年度分の残額です。2022年1月から退職時までの給与所得などに対する市・県民税は翌年に課税されますので、2023年度分の納税通知書が送られます。



ふるさと納税が住民税にもちゃんと反映されているか、どうすれば確認できますか？

給与天引きの方は職場を通じて配られる、税額決定通知書の摘要欄、納付書でお支払いいただく方は納税通知書の5ページの市民税・県民税算出内容欄でご確認いただけます。

**市税の納付は口座振替をご利用ください！**

口座振替は、納付書をなくす心配がなく、払い忘れはもちろん、支払う手間も必要ありませんので、便利です。

また、納税方法を納付書払いから口座振替に切り替えて頂けると、納税通知書1通あたり約200円経費削減することができ、削減分を市民サービスに回すことができます。

便利で経費も掛からない口座振替をぜひ、ご利用ください。

インターネットから口座振替の申し込みが行えます

千葉銀行、千葉興業銀行、京葉銀行、常陽銀行、千葉信用金庫およびゆうちょ銀行はインターネットから口座振替の申し込みが行えます。8月10日(休)までの申し込みで第2期(8月末納期限)から口座振替が可能です。詳しくは、[千葉市 市税口座振替](#)

市税事務所 ☎245-5109 FAX245-5993